

厚生年金の支給開始年齢引き上げと低所得問題



関西学院大学総合政策学部准教授 四方 理人

～要旨～

厚生年金の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へ引き上げられるが、一般的な定年年齢が60歳であるため、雇用と年金の接続が問題となっている。その引き上げに合わせ高齢者雇用安定法が何度も改正され、「希望者全員」が雇用継続制度の対象となり再雇用等で継続就業が可能となっていると考えられる。しかしながら、実際に継続就業が達成され、収入の低下を防ぐことで雇用と年金が接続されているかは、実証的な課題となる。そこで、「国民生活基礎調査」を用い、支給開始年齢のコホート別に就業と所得の変化について検証を行った。その結果、支給開始年齢の引き上げや高齢者雇用安定法の改正にかかわらず、60から61歳にかけての正規雇用の割合はどの世代でも大きく低下し、徐々に非正規雇用の割合が上昇していた。後者は、法改正と整合的な結果でもあるが、就労所得が大きく低下するため、支給開始年齢が引き上げられる前の世代より可処分所得が低下することがわかった。

1 年金支給開始年齢の引き上げと雇用の接続

男性労働者の公的年金の支給開始年齢は、2001年以降60歳から65歳に段階的に引き上げられ、2025年から原則として65歳が支給開始年齢となる(女性の場合はその5年後の2030年)。この年金支給開始年齢が65歳に引き上げられることが問題になるのは、日本の多くの企業においては、一定年齢で退職を強制する定年制がとられており、その定年が60歳となっているためである。そのため、年金の支給開始年齢と退職年齢にずれが生じるおそれがある。

そこで、2000年改正の高齢者雇用安定法では、①65歳までの定年年齢の引き上げ、②原則と

して「希望者全員」に対する65歳までの雇用継続制度を導入、③定年制の廃止のいずれかの措置を事業主は講じなければならないとする高齢者雇用確保措置が導入された。しかしながら、2000年の改正において、この規定は努力義務にとどまっていた。その努力義務の規定は、2004年改正(2006年施行)で義務化に変更されるものの、「希望者全員」が対象となるはずの雇用継続制度については、労使協定により企業による対象者限定が可能のままであった。

ただし、支給開始年齢の引き上げは、まず、定額部分と呼ばれる(老齢)基礎年金に対応した部分から始まったため、報酬比例部分と呼ばれる

従前の賃金に比例した（老齢）厚生年金に対応した部分については60歳から受給できていた。そして、その報酬比例部分の支給開始年齢についても2013年から引き上げられるため、2013年に60歳となる世代以降は、年金を受給できない年齢が65歳まで徐々に上がっていくことになる。

この年金が支給されない世代の出現に合わせ、2012年に高年齢者雇用安定法がふたたび改正され、2013年から企業による再雇用の対象者の限定は禁止されるようになる。このように、雇用継続制度は2000年には努力義務規定であったが、2006年から義務規定となり、2013年からは「希望者全員」がその対象となった。したがって、一般的な定年年齢である60歳から、年金支給開始年齢が65歳に引き上げられたとしても、退職により無収入となる心配はなくなるように思われる。

しかしながら、この雇用継続制度は、本人が希望すれば、定年後に引き続き再雇用するものであるが、定年前の職務や賃金そのまま引き継がれるのではなく、有期労働契約となり賃金も下がることが多い。再雇用時は非正規雇用で低賃金となるため、公的年金の支給開始年齢が引き上げられる前の世代より、低収入となってしまふおそれがある。また、再雇用時に提示される雇用条件によっては、辞めざる得ない労働者も出てくる可能性もあろう。

これまで多くの研究で、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引き上げが高年齢者の労働供給を引き上げることや、高年齢者雇用安定法の改正が60歳以上の男性における就業継続の確率を高めることが指摘されてきた（石井・黒澤2009、山本2008、近藤2014、北村2018、など）。しかしながら、60歳以上の雇用者の多くがパート・アルバイト、契約社員、嘱託等の非正規雇用となっており（四方2019、労働政策研究・研修機構2020）、年金支給開始年齢の引き上げにより

60から64歳で無業や失業となる場合の貧困率が上昇していることが指摘される（四方2019）。

以上の先行研究においては、支給開始年齢の引き上げにより、収入が低下しているのかについては十分に検討されていない。たとえ、支給開始年齢の引き上げにより継続就業が増えたとしても、非正規雇用が多く、引き上げられる前の世代より所得が低下してしまうのなら、雇用と年金の接続に問題が生じているといえる。

そこで、本研究では、労働者の公的年金の支給開始年齢が同じコホートごとに58歳から65歳までの年齢別に正規雇用と非正規雇用の割合を示し、また、同じくコホートごとの就労所得と世帯人員数を考慮した等価可処分所得を算出することで、年金支給開始年齢の引き上げにより、どのように雇用が変化したのかを確認したうえで、個人の労働所得や世帯でみた可処分所得の低下が生じていないかについて検証を行う。

2 厚生年金の支給開始年齢別コホートによる年齢別就業状態

本稿で使用するデータは、厚生労働省により実施されている「国民生活基礎調査」である。同調査は、1986年以降毎年実施されているが、3年に1度実施される大規模調査年のデータのうち雇用形態が把握されるようになった2004年調査から2019年調査までの6カ年分のデータを使用する。大規模調査年を使用する理由は、就業状態および所得についての分析を各歳で行うためである。なお、大規模調査年（2019年調査）の世帯票は約30万世帯、所得票は約3万世帯が調査対象となっている一方、簡易調査年（2018年）の世帯票は約6万世帯、所得票は8500世帯が調査対象となっている。ただし、大規模調査年は、3年に一度であるためコホート別の就業、所得状況を把握できない年齢が存在する。

表1は、「国民生活基礎調査」の世帯票を用いて作成した、公的年金の支給開始年齢のコホート別にみた各年齢における正規雇用、非正規雇用、失業の割合である。年齢別人口に対するパーセント表記とした。濃い灰色の部分は、報酬比例部分および定額部分の両方が支給される年齢であり、薄い灰色の部分が報酬比例部分のみが支給される年齢である。1941年3月以前の出生コホートでは、60歳から報酬比例部分と定額部分の両方が支給されたが、1941年4月から1943年3月生まれのコホートでは(以下、○年コホートと表記)、報酬比例部分は60歳から支給されるものの、定額部分は61歳からの支給となる。そして、1953年4月生まれ以降は、報酬比例部分の支給開始年齢も引き上げられる。色のついていない部分は、年金が支給されない年齢の部分である。数字が入っていない部分については、2014年以降の大規模調査年では、数値が把握できない年齢である。なお、調査の実施月は各年6月と7月であるが、年齢はその時点の満年齢ではなく、年度に合わせた年齢、すなわち調査年の翌年の3月31日時点の年齢とした。

まず、年金支給開始前の58歳と59歳の正規雇用の割合は、把握可能な45年コホートでは、それぞれ54%であり、55年コホートの58歳で60%となる。次に、年金の支給開始年齢である60歳では、47年コホートで46%、53年コホートでは47%と同コホートの59歳時点と比べて3%程度低下する。調査時点の6月ではまだ60歳に到達していない労働者が多いことと、定年退職が60歳になる次の3月時点で設定されている企業が多いことが理由であろう。そして、60歳時点では報酬比例部分も含め年金が支給されない53年コホートでは、53%とひとつ前の49年コホートより6%ポイント上昇しているが、53年コホートの59歳時点の割合が58%であったため、59歳から60歳にかけての低下幅

は大きくなっている。したがって、60歳時点においては、年金支給開始年齢が引き上げられているにもかかわらず、正規雇用の割合が高まったとはいえないであろう。

そして、一般的な定年後の年齢である61歳では、60歳と比較して大きく正規雇用の割合が下がる。60歳から61歳にかけて、43年コホートと49年コホートでは20%ポイント程度低下しており、55年コホートでは25%低下する。これらの世代は、2004年改正の高年齢者雇用安定法の施行以降に定年を迎えているが、61歳以降の正規雇用の割合は高まっておらず、多くの企業が定年の引き上げではなく、継続雇用制度で対応しているといえるだろう。また、55年コホートでは、61歳で報酬比例部分も含め年金は支給されないが、60歳時点から大幅に正規雇用割合が低下しており、年金支給開始年齢の引き上げに対し、正規雇用の雇用継続では対応されていない。

62歳時点の正規雇用の割合については、報酬比例部分と定額部分の両方が支給される41年コホートで20%であった。同じ62歳であるが、報酬比例部分のみの支給となる47年コホートでは、23%であり定額部分が支給されなくなることの影響は小さいといえる。しかしながら、62歳時点で定額部分だけでなく報酬比例部分の支給もなくなる57年コホートでは39%と41年コホートの倍近い水準となっている。ただし、ひとつ前の55年コホートの数字が把握できず、報酬比例部分が支給されないことによる影響かどうかについての判断は難しい。

正規雇用割合は、いずれの年齢でも若いコホートほど高いが、60歳から61歳にかけての低下は年金の支給の有無にかかわらず大きい。また、高年齢者雇用確保措置が義務化されて以降も61歳で正規雇用割合が大きく低下していることから、多くの企業では定年の引き上げや廃止ではなく、継続雇用制度などにより非正規雇用等で再雇用

を行っていると考えられる。

そこで、非正規雇用の割合をみると、59歳から60歳にかけては増加していないが、45年コホート以降に59歳から61歳もしくは60から61歳にかけて10%ポイント程度上昇している。1945年（45年4月から46年3月）生まれは、2006年度に60歳から61歳になるが、この年は高年齢者雇用確保措置の義務化と同年である。やはり、改正の結果、継続雇用制度による非正規雇用が拡大したといえよう。また、正規雇用割合と異なり、どのコホートでも61歳から65歳にかけて非正規雇用割合が低下しない。定額部分も含めて公的年金が支給される年齢になっても非正規雇用で働き続ける人が増えていることがみてとれる。

本節の最後に、失業割合についてみていく。この割合は、労働力人口を分母とする失業率と

は異なり人口当たりの失業者数としている。失業割合についても、一般的な定年である60歳から61歳にかけて上昇する。高年齢者雇用確保措置の義務化以降の、45年コホートおよび49年コホートでも61歳の失業率は高い水準であり、同法の改正によっても再雇用されずに失業してしまう者が出てきていることが示唆される。55年コホートでは、60歳から61歳にかけての失業割合が3%から5%への上昇にとどまり、57年コホートでも4%と低い水準となっている。継続雇用の希望者に対して、企業が対象者を限定できないようにする2012年改正の影響の可能性もあるが、同改正の最初の対象となる53年コホートの61歳時点の失業割合が把握できなかったために、改正の影響かどうかについては判断が難しい。

表1 男性における年齢別就業形態の割合：対人口比

	正規雇用							
	58	59	60	61	62	63	64	65
1941年3月以前							14%	12%
1941年4月～43年3月					20%	15%		14%
1943年4月～45年3月			47%	27%		19%	15%	
1945年4月～47年3月	54%	54%		27%	23%		13%	13%
1947年4月～49年3月		49%	46%		22%	21%		16%
1949年4月～53年3月	51%	50%	47%	28%	27%	25%	24%	20%
1953年4月～55年3月		58%	53%		31%	30%		28%
1955年4月～57年3月	60%		58%	35%		35%	31%	
1957年4月～59年3月	62%	60%		43%	39%			

表1 つづき 男性における年齢別就業形態の割合：対人口比

	非正規雇用							
	58	59	60	61	62	63	64	65
1941年3月以前							8%	8%
1941年4月～43年3月					9%	9%		10%
1943年4月～45年3月			4%	8%		13%	12%	
1945年4月～47年3月	3%	3%		13%	13%		13%	13%
1947年4月～49年3月		5%	5%		13%	13%		14%
1949年4月～53年3月	5%	4%	5%	14%	16%	15%	15%	16%
1953年4月～55年3月		5%	6%		17%	14%		16%
1955年4月～57年3月	4%		5%	16%		17%	18%	
1957年4月～59年3月	5%	4%		15%	16%			

	失業							
	58	59	60	61	62	63	64	65
1941年3月以前							6%	4%
1941年4月～43年3月					7%	6%		6%
1943年4月～45年3月			4%	8%		5%	6%	
1945年4月～47年3月	4%	4%		7%	6%		7%	5%
1947年4月～49年3月		3%	4%		6%	6%		5%
1949年4月～53年3月	4%	4%	5%	8%	5%	5%	4%	4%
1953年4月～55年3月		4%	4%		4%	3%		4%
1955年4月～57年3月	3%		3%	5%		2%	3%	
1957年4月～59年3月	2%	3%		4%	3%			

(注) 濃い灰色は老齢厚生年金の報酬比例部分と定額部分の両方が支給される年齢、薄い灰色は報酬比例部分のみが支給される年齢におけるそれぞれの値である。

(出所) 「国民生活基礎調査」の世帯票から筆者作成

3 厚生年金の支給開始年齢別コホートからみた平均所得

年金支給年齢の引き上げにより継続就業が進んでいるもののその多くが非正規雇用となっている。そのため、継続就業が達成されたとしても定年前より収入が大きく低下する可能性が高いだろう。

表2は、年金コホート別に就労収入と可処分所得を年齢別にみたものである。「国民生活基礎調査」の所得票は前年の所得が記載されているので、年齢について表1とは1年ずれた年齢の値が入っている。就労所得については、就労収入がない者を含むものと含まないものをそれぞれ表にしている。また、所得については2014年調査以前のデータも把握できるため、表1より把握できる年齢が多い。なお、就労収入は雇用者の収入以外の自営業等による所得も含まれる。

まず、就労所得がある場合のみについてみていく。いずれのコホートにおいても58歳、59歳、60歳と年齢が高くなるにつれ就労所得が徐々に減っていくが、60歳から61歳にかけて就労所得が大きく低下する。したがって、60歳定年後に継続就業では、定年前の収入は維持できない。厚生年金の支給開始年齢が引き上げられる前の39年コホートでは、60歳から61歳にかけて120万円以上低下しているが、定額部分の支給開始年齢が引き上げられる45年コホートにおいても、60歳から61歳にかけて150万円程度低下している。同じく、1949年コホートでも160万円程度低下しており、60歳から61歳にかけての労働所得の低下幅が大きくなっている。そして、報酬比例部分まで支給開始年齢が引き上げられ61歳時点で年金収入がなくなる57年コホートにおいても60歳から61歳にかけて180万円就労所得が低下している。年金収入がなくなるにもかかわらず、定年による就労収入の低

下は大きいものとなっていた。

同様に、就労所得が無い者を含む場合についての表からも、60歳から61歳にかけて就労所得が大きく低下することがみてとれる。しかしながら、その60歳から61歳にかけての低下幅は、支給開始年齢が引き上げられる前の39年コホートが156万円、定額部分が引き上げられ報酬比例部分のみを受給している45年コホートで169万円、同じく49年コホートで155万円、そして、報酬比例部分も含めて61歳では年金が支給されない57年コホートでは154万円となっている。したがって、就労所得がある労働者は、年金支給開始年齢引き上げ以降、定年後の就労所得の減少幅が大きくなってきたが、継続就業の労働者が増えたため、全体としての就労所得の減少幅の変化は小さくなっている。

次に、実際の公的年金の受給額をみると支給開始年齢よりその翌年の年金額が大きいことがわかる。これは、公的年金は、支給開始年齢に実際に到達した月から受け取ることができるため、12か月分の年金額が収入に反映されるのはその翌年になるためである¹⁾。したがって、49年と53年コホートの65歳時点の年金額がその前のコホートより低い理由は、報酬比例部分が12か月分反映されていないためである。また、61歳での公的年金額は、支給開始年齢が引き上げられる前の39年コホートより、定額部分の支給開始年齢が引き上げられた43年以降コホートのほうが低く、制度変更と「国民生活基礎調査」の所得票で把握される年金額は整合的である。

最後に、等価可処分所得でみた年齢別の所得から、年金支給開始年齢の引き上げにより、実質的な収入の低下が起きていないかどうかについて検証する。等価可処分所得とは、高齢者以外の世帯員も含めた世帯の総収入から税と社会保険料を控除した可処分所得を世帯人員数の平

表2 年齢別、労働所得、公的年金額および等価可処分所得

就労所得：ゼロを含まない(千円)								
	58	59	60	61	62	63	64	65
1939年3月～40年3月	6653		5393	4164		3655	4207	
1941年4月～43年3月	6175	5956		3751	3077		3277	3311
1943年4月～45年3月		5753	5335		3760	3753		2942
1945年4月～47年3月	5866		5549	4072		3729	3722	
1947年4月～49年4月	6187	5762		3721	3577		3351	3168
1949年4月～53年3月	5721	5578	5503	3901	4094	3417	3453	3322
1953年4月～55年3月	5729	5429		4056	3689		3576	4034
1955年4月～57年3月		5908	5292		4600	3934		
1957年4月～59年3月	6360		6372	4570				

就労所得：ゼロを含む(千円)								
	58	59	60	61	62	63	64	65
1939年3月～40年3月	6114		4522	2962		2144	2340	
1941年4月～43年3月	5650	5348		2769	2074		1800	1785
1943年4月～45年3月		5076	4587		2794	2520		1640
1945年4月～47年3月	5350		4817	3129		2623	2311	
1947年4月～49年4月	5728	5193		2816	2615		2141	1859
1949年4月～53年3月	4995	5060	4685	3139	2870	2352	2526	2026
1953年4月～55年3月	5063	4546		3244	2877		2518	2808
1955年4月～57年3月		5252	4619		3743	3260		
1957年4月～59年3月	5626		5656	4120				

表2 つづき 年齢別、労働所得、公的年金額および等価可処分所得

	公的年金(千円)							
	58	59	60	61	62	63	64	65
1939年3月～40年3月	19		161	800		1174	1215	
1941年4月～43年3月	37	49		686	976		1253	1260
1943年4月～45年3月		23	130		734	1062		1389
1945年4月～47年3月	13		138	525		842	1183	
1947年4月～49年4月	7	20		560	593		789	1219
1949年4月～53年3月	3	2	110	404	561	544	617	960
1953年4月～55年3月	0	13		178	467		524	838
1955年4月～57年3月		11	20		151	471		
1957年4月～59年3月	0		15	36				

	等価可処分所得(千円)							
	58	59	60	61	62	63	64	65
1939年3月～40年3月	4360		3835	3614		3143	3269	
1941年4月～43年3月	4208	3949		3036	2914		2959	3000
1943年4月～45年3月		3666	3659		3039	3164		2881
1945年4月～47年3月	3814		3665	2933		3367	3147	
1947年4月～49年4月	3826	3690		3080	3088		2803	3045
1949年4月～53年3月	3688	3672	3652	3089	3059	2771	2946	2837
1953年4月～55年3月	3596	3434		2878	2807		2916	3159
1955年4月～57年3月		3703	3347		3151	3159		
1957年4月～59年3月	3910		3899	3226				

(注) 濃い灰色は老齢厚生年金の報酬比例部分と定額部分の両方が支給される年齢、薄い灰色は報酬比例部分のみが支給される年齢におけるそれぞれの値である。それぞれの所得は、消費者物価指数により2016年価格とした。等価可処分所得は、高齢者以外の世帯員も含めた世帯の総収入から税と社会保険料を控除した可処分所得を世帯人員数の平方根で割った値である。

(出所) 「国民生活基礎調査」の所得票から筆者作成

方根で割った値である。世帯人員数が異なる場合、世帯間の所得の比較は難しいが、世帯人員数の規模を調整することで、一人当たりの等価可処分所得として世帯間比較が可能となる。

支給開始年齢が引き上げられる以前の39年コホートでは、60歳から61歳にかけての等価可処分所得の低下幅は、22万円である。しかし、定額部分が引き上げられた45年コホートでは73万円、同じく49年コホートでは56万円等価可処分所得が低下している。そして、報酬比例部分を含め年金が支給されない57年コホートでは、60歳から61歳にかけて67万円低下している。そのため、支給開始年齢が引き上げられる前の39年コホートと比較して、その後のコホートは61歳時点における労働所得は変わらないにもかかわらず、等価可処分所得が低くなっている。ただし、65歳時点においては、若いコホートほど等価可処分所得が低いわけではなく、公的年金の支給開始年齢に到達するとコホート間の格差はなくなる。

4 おわりに

厚生年金の支給年齢引き上げに対し、継続雇用が行われてきたかどうかについて検証を行った。また、その引き上げに合わせて2004年と2012年の高齢者雇用安定法が改正されており、定年制度の引き上げや継続雇用制度による再雇用が義務化されたことの影響についても考察した。

まず、60歳の一律定年制を定めている企業が多いことから、60歳から61歳にかけて正規雇用の割合が大きく低下していた。定額部分だけでなく、報酬比例部分も含めた支給開始年齢が引き上げられたコホートにおいてもこの低下幅は大きい。したがって、高齢者雇用安定法の改正で示されたもののうち、定年の引き上げや

廃止ではなく、継続雇用制度による非正規雇用での継続就業が行われていると考えられる。実際に非正規雇用割合は、2004年改正高齢者雇用安定法が施行された2006年に60歳を超える1945年から47年コホートは、前のコホートより非正規雇用割合が5%ポイント高くなっている。その後のコホートにおいても、60歳時点では5%ほど、61歳では15%ほど非正規雇用割合が上昇している。ただし、60歳から61歳にかけて失業割合も高まるが、年金の支給開始年齢の上昇の影響はみられない。

そして、就労所得については、どの世代においても60歳から61歳にかけて大きく低下する。そして、60歳から61歳にかけて継続就業を行った場合の就労所得の低下幅は、若いコホートほど大きくなっており、年金の支給開始年齢が引き上げられたにもかかわらず、従前の所得との差は大きくなっている。ただし、非正規雇用での継続就業が増えているため、就労所得がゼロの者を含めると61歳の就労所得は比較的若いコホートで高くなっている。

最後に、等価可処分所得については、年金の支給開始年齢が引き上げられたコホートでは、その前のコホートより60歳から61歳にかけての低下幅が大きいことがわかった。したがって、年金支給開始年齢の引き上げによる所得の低下に対し、継続就業の増加では十分に埋め合わせることができていないと考えられる。ただし、支給開始年齢の引き上げにより報酬比例部分も61歳時点で支給されない最も若いコホートでは、60歳時点の所得が高いため、61歳で所得が大きく低下しているものの、報酬比例分のみを受給している前のコホートより等価可処分所得が高い。

現在においても60歳以前の収入の維持という意味での定年の引き上げは生じておらず、定年

を過ぎると多くが非正規雇用となり収入が減少するため、年金支給開始年齢が引き上げられる前の世代より可処分所得が低下している。したがって、年金の支給開始年齢の引き上げに雇用制度が対応しているとはいいがたい。2020年に高年齢者雇用安定法が再度改正され、努力義務ではあるものの定年の引き上げや継続就業制度により70歳まで働くことが目指されるようになったが、60代前半においても未だに年金と雇用の接続は十分でないといえる。非正規雇用ではない実質的な定年の引き上げについて労使間で議論する必要がある。そして、政策的に65歳以上の継続就業を目指すのであれば、雇用形態が非正規雇用に変わった場合においても、賃金や雇用環境の著しい低下については規制すべきであり、雇用形態間の格差については合理的な判断を求める必要がある。

* 謝辞

本研究は、JSPS 科研費「JP19K01699」、および令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究（代表者：山田篤裕）」の助成を受けた成果である。また、統計法33条に基づき厚生労働省「国民生活基礎調査」の調査票情報を利用した。なお本稿の分析で示される数値は独自集計したものであり、公表されている数値と必ずしも一致しない。

【注】

1) 本稿の年齢は、調査時点の年齢ではなく、調査年の4月から翌年の3月までに到達する年齢としているため、1～3月生まれの場合、当該年の年金所得についてはゼロとなる可能性が高い。また、59歳より前の段階で公的年金を受給している点につ

いては、障害年金が考えられる。

【参考文献】

- 石井加代子・黒澤昌子（2009）「年金制度改正が男性高齢者の労働供給行動に与える影響の分析」『日本労働研究雑誌』No.589, pp.43 - 64。
- 北村智樹（2018）「厚生年金の支給開始年齢引き上げと2013年高年齢者雇用安定法改正の高齢者雇用に与える効果」『統計研究彙報』、第75号、pp.1 - 20。
- 近藤絢子（2014）「雇用確保措置の義務化によって高齢者の雇用は増えたのか—高年齢者雇用安定法改正の政策評価」『日本労働研究雑誌』No.642, pp.13 - 22。
- 労働政策研究・研修機構（2020）『60代の雇用・生活調査』JILPT 調査シリーズ No.199
- 四方理人（2019）「高年齢者における就労と貧困」『貧困研究』No.23, pp.16 - 26。
- 四方理人（2022）「年金受給開始年齢の引き上げと高年齢女性の就労」『生活協同組合研究』556号、pp.40 - 45。
- 山田篤裕（2010）「日本における高年齢者の就業率の高止まりおよび変動の要因」樋口美雄編『労働市場と所得分配』慶應義塾大学出版会、pp.534 - 581。
- 山本勲（2008）「高年齢者雇用安定法改正の効果分析」樋口美雄・瀬古美喜編『日本の家計行動のダイナミズムⅣ：制度政策の変更と就業行動』慶應義塾大学出版会。

しかた まさと

2007年慶應義塾大学大学院経済学研究科単位取得退学、博士（経済学）。現在、関西学院大学総合政策学部准教授。主な研究業績に、「社会保険は限界なのか？—税・社会保険料負担と国民年金未納問題」『社会政策』第9巻第1号、2017年、「家族・就労の変化と所得格差：本人年齢別所得格差の寄与度分解」『季刊社会保障研究』49（3）、2013年などがある。
